



第37期 定時株主総会 招集ご通知

2018年3月1日から2019年2月28日まで

株主総会参考書類

招集ご通知提供書面

- 事業報告
- 連結計算書類
- 計算書類
- 監査報告

開催情報

日時：2019年5月23日(木曜日)

午前 9 時30分 受付開始

午前10時 開会

場所：広島県広島市南区松原町1番5号

ホテルグランヴィア広島 4階 悠久の間



マックスバリュ西日本株式会社

証券コード：8287

証券コード 8287
2019年5月7日

株主の皆さまへ

広島県広島市南区段原南一丁目3番52号
マックスバリュ西日本株式会社
代表取締役社長 加 栗 章 男

第37期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第37期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年5月22日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年5月23日（木曜日）午前10時

2. 場 所 広島県広島市南区松原町1番5号
ホテルグランヴィア広島 4階 悠久の間

（会場は裏表紙の「株主総会会場のご案内」をご参照くださいますようお願い申しあげます。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第37期（2018年3月1日から2019年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第37期（2018年3月1日から2019年2月28日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役13名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.maxvalu.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、本招集ご通知に記載されております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.maxvalu.co.jp>）に掲載させていただきます。

議決権行使に関するお願い

A

当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）
また、議事資料として本招集ご通知をご持参ください。

B

書面による議決権の行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2019年5月22日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
[提供書面]	
事業報告	15
連結計算書類	
連結貸借対照表	36
連結損益計算書	37
連結株主資本等変動計算書	38
計算書類	
貸借対照表	39
損益計算書	40
株主資本等変動計算書	41
監査報告	
会計監査人の連結計算書類に係る監査報告書 謄本	42
会計監査人の監査報告書 謄本	43
監査役会の監査報告書 謄本	44

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、企業体質をさらに強化し、収益力の向上、業容の一層の拡大を図るため、内部留保にも配慮しながら、株主の皆さまに対する利益還元を充実させることを経営の重点施策と位置付け、安定的、継続的な配当をあわせて行っていきたいと考えております。

以上を踏まえ、当期の剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金38円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は997,455,730円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年5月24日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役13名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりました。

つきましては、経営体制の一層の充実強化を図るため3名を増員し、取締役13名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

1 かぐりあきお 加栗 章男

再任

生年月日	1955年1月26日	所有する当社の株式数	1,000株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1980年4月	ジャスコ(株)（現イオン(株)）入社	
	1985年4月	同社近畿第二事業本部ジャスコ淡路店長	
	1995年4月	同社人事本部人事企画室長	
	1999年2月	同社人事本部人事企画部長	
	2004年2月	同社マックスバリュ事業本部長	
	2004年5月	同社執行役	
	2006年6月	オリジン東秀(株)専務取締役管理本部長	
	2007年3月	同社代表取締役社長	
	2012年4月	同社代表取締役会長	
	2013年5月	当社代表取締役社長	
	2014年4月	永旺美思佰樂（青島）商業有限公司董事長	
	2016年5月	(株)マルナカ取締役会長（現任）	
	2016年5月	(株)山陽マルナカ取締役会長（現任）	
	2019年3月	当社代表取締役社長兼店舗支援本部長（現任）	
取締役候補者の選定理由	（重要な兼職の状況） (株)マルナカ取締役会長 (株)山陽マルナカ取締役会長		
	加栗章男氏は、2013年5月に当社代表取締役社長に就任して以来、企業価値の向上を目指し強いリーダーシップを発揮し、業績の回復を達成するなど、取締役としての職責を果たしております。これらのことから、当社の中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。		

えん な ま さ ひ ろ 2 塩治 雅洋

再任

生年月日	1964年 7月 14日	所有する当社の株式数	3,700株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1992年 4月 株式会社（現マックスバリュ西日本㈱）入社 2005年 5月 当社ザ・ビッグ安古市店長 2006年 6月 当社D S事業本部D S山口地区長 2009年 4月 当社ザ・ビッグ事業部長 2010年 9月 当社ザ・ビッグ事業本部長 2011年 5月 当社取締役 2016年 3月 当社ザ・ビッグ事業本部長兼ダイバーシティ推進責任者 2016年 5月 当社常務取締役 2017年 5月 当社専務取締役（現任） 2017年 5月 当社ザ・ビッグ事業本部長兼リスクマネジメント担当兼ダイバーシティ推進責任者 2019年 3月 当社マックスバリュ事業本部長兼ダイバーシティ推進責任者兼リスクマネジメント担当（現任）		
取締役候補者の選定理由	塩治雅洋氏は、当社において長年にわたり経営に携わり、2017年 5月から当社専務取締役を務めております。当社の主力事業であるディスカウント事業を中心に豊富な経験と知見を有していることから、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。		

や な が わ か つ の り 3 柳川 勝律

再任

生年月日	1966年 8月 22日	所有する当社の株式数	13,531株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1989年 3月 ウエルマート㈱（現マックスバリュ西日本㈱）入社 2000年10月 当社マックスバリュ備前店長 2002年 2月 当社兵庫第 2 営業本部第 9 地区長 2003年 5月 当社営業企画部長 2004年 9月 イオン㈱イオンマレーシア出向 2009年 4月 同社ジャスコ三原店長 2011年 3月 同社SM事業戦略チーム 2011年 5月 マックスバリュ関東㈱取締役 2013年 5月 当社取締役 2013年 5月 当社MV営業本部長 2016年 5月 当社常務取締役（現任） 2017年 3月 当社MV事業本部長兼MV営業本部長 2019年 3月 当社ザ・ビッグ事業本部長（現任）		
取締役候補者の選定理由	柳川勝律氏は、当社及びグループ会社において長年にわたり経営に携わり、2016年 5月から当社常務取締役を務めております。当社の主力事業であるスーパーマーケット事業を中心に豊富な経験と知見を有していることから、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。		

4 守岡 幸三

もりおか こうぞう

再任

生年月日	1953年10月27日	所有する当社の株式数	3,500株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	<p>1977年4月 ㈱マミー（現マックスバリュ西日本㈱）入社</p> <p>1991年9月 当社徳山東店開設委員長</p> <p>1997年3月 当社開発部長</p> <p>2012年5月 当社取締役</p> <p>2012年5月 当社開発本部長</p> <p>2015年3月 当社経営管理本部長兼リスクマネジメント担当兼改革推進サプリーダー</p> <p>2016年4月 永旺美思佰樂（青島）商業有限公司監事</p> <p>2017年3月 当社経営管理本部長兼事業推進部長</p> <p>2018年3月 当社経営管理本部長</p> <p>2018年5月 当社常務取締役（現任）</p> <p>2019年3月 当社経営管理本部長兼開発本部長（現任）</p>		
取締役候補者の選定理由	<p>守岡幸三氏は、当社において長年にわたり経営に携わり、2018年5月から当社常務取締役を務めております。店舗開発部門や管理部門を中心に豊富な経験と知見を有していることから、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。</p>		

5 森永 和也

もりなが かずや

再任

生年月日	1966年11月19日	所有する当社の株式数	1,000株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	<p>1989年4月 ジャスコ㈱（現イオンリテール㈱）入社</p> <p>2006年10月 同社イオン姫路リバーシティ店長</p> <p>2008年4月 同社マックスバリュ事業本部人事教育部長</p> <p>2009年4月 同社ストアオペレーション部長</p> <p>2011年3月 同社ネット推進部長</p> <p>2013年3月 同社執行役員営業企画本部長</p> <p>2014年3月 同社執行役員オムニチャンネル推進本部長</p> <p>2015年3月 当社ストアサポート本部長</p> <p>2016年3月 当社コーポレートブランディング本部長</p> <p>2016年5月 当社取締役</p> <p>2018年5月 当社常務取締役（現任）</p> <p>2019年3月 当社マックスバリュ販売本部長（現任）</p>		
取締役候補者の選定理由	<p>森永和也氏は、当社及びグループ会社において長年にわたり経営に携わり、2018年5月から当社常務取締役を務めております。ストアオペレーション部門や販売促進部門を中心に豊富な経験と知見を有していることから、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。</p>		

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

6 おきみつ ひろあき 沖光 裕章

再任

生年月日	1955年1月18日		所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1978年4月	福岡ジャスコ(株) (現イオン九州(株)) 入社		
	2000年8月	当社マックスバリュ世羅店長		
	2004年1月	当社ザ・ビッグフーズ商品部長		
	2006年7月	当社グロサリー商品部長		
	2009年4月	イオン(株)SM業態開発プロジェクトチーム		
	2010年11月	当社ザ・ビッグフーズ商品部長		
	2015年3月	当社ザ・ビッグ営業統括部長兼ザ・ビッグ広島営業部長		
	2016年3月	当社商品開発本部長		
	2017年3月	当社グロサリー・デイリー・ノンフーズ統括部長		
	2017年12月	当社商品本部長代行兼グロサリー・デイリー・ノンフーズ統括部長		
	2018年3月	当社商品本部長 (現任)		
	2018年5月	当社取締役 (現任)		
取締役候補者の選定理由	沖光裕章氏は、商品部長、営業部長、商品本部長等を歴任し、2018年5月から当社取締役を務めております。商品から営業に至るまで、当社事業に係る豊富な経験と知見を有していることから、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。			

7 さわやましんいち 澤山 真一

再任

生年月日	1969年2月22日		所有する当社の株式数	1,100株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1991年4月	ウエルマート(株) (現マックスバリュ西日本(株)) 入社		
	1995年11月	当社生野店長		
	1998年2月	当社開発部建設課		
	2007年4月	当社建設部長		
	2013年3月	当社開発部長		
	2015年3月	当社開発本部長		
	2016年3月	当社開発本部長兼事業推進サブリーダー		
	2017年9月	永旺美思佰樂(青島) 商業有限公司副董事長		
	2018年3月	当社事業推進本部長		
		2018年5月	当社取締役 (現任)	
	2019年3月	当社総合企画本部長 (現任)		
取締役候補者の選定理由	澤山真一氏は、建設部長、開発部長、開発本部長、事業推進本部長等を歴任し、2018年5月から当社取締役を務めております。店舗開発部門や事業推進部門を中心に豊富な経験と知見を有していることから、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。			

おかもと よしあき 8 岡本 芳明

再任

生年月日	1965年6月18日	所有する当社の株式数	3,900株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1988年4月 ウエルマート(株) (現マックスバリュ西日本(株)) 入社 1990年4月 当社水足店長 2005年6月 当社中兵庫地区長 2009年4月 当社S S Mオペレーション部長 2010年9月 当社総務部長 2011年12月 当社人事総務本部長兼リスクマネジメント担当兼総務部長 2013年3月 当社人事教育部長 2014年5月 当社人事本部長兼ダイバーシティ推進責任者兼人事部長 2016年3月 当社人事本部長兼リスクマネジメント担当 2018年3月 当社人事総務本部長 (現任) 2018年5月 当社取締役 (現任)		
取締役候補者の選定理由	岡本芳明氏は、総務部長、人事本部長、人事総務本部長等を歴任し、2018年5月から当社取締役を務めております。営業部門や人事部門、総務部門を中心に豊富な経験と知見を有していることから、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。		

ひらおけんいち 9 平尾 健一

新任

生年月日	1962年1月1日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1984年3月 ジャスコ(株) (現イオン(株)) 入社 2002年8月 同社マックスバリュ宮城福島事業部長 2005年9月 同社マックスバリュ近畿四国事業部長 2007年3月 (株)マイカルカンテボーレ (現イオンベーカーリー(株)) 代表取締役社長 2009年2月 同社代表取締役社長兼イオンベーカーリーシステム(株) (現イオンベーカーリー(株)) 代表取締役社長 2010年5月 イオンタイランド代表取締役社長 2014年9月 イオン(株)SM・DS・小型店事業最高経営責任者補佐 2015年3月 ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス(株)代表取締役 2016年5月 (株)マルナカ代表取締役社長 (現任) (重要な兼職の状況) (株)マルナカ代表取締役社長		
取締役候補者の選定理由	平尾健一氏は、グループ会社において長年にわたり経営に携わり、2016年5月から(株)マルナカの代表取締役社長を務めております。当社の主力事業であるスーパーマーケット事業を中心に豊富な経験と知見を有していることから、同氏を新たに取締役候補者いたしました。		

招集
ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

10 みやうちつよし 宮宇地 剛

新任

生年月日	1966年10月24日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	<p>1990年4月 ㈱マルナカ入社 1990年4月 ㈱山陽マルナカ出向 2012年4月 同社衣料商品統括マネージャー 2013年5月 同社衣料・住居余暇商品統括部長 2014年5月 同社取締役商品副本部長兼デリカ商品部長 2016年5月 同社取締役商品本部長 2018年2月 同社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） ㈱山陽マルナカ代表取締役社長</p>		
取締役候補者の選定理由	<p>宮宇地剛氏は、㈱山陽マルナカにおいて長年にわたり経営に携わり、2018年2月から同社の代表取締役社長を務めております。当社の主力事業であるスーパーマーケット事業を中心に豊富な経験と知見を有していることから、同氏を新たに取締役候補者といたしました。</p>		

11 おざきひでお 尾崎 英雄

新任

社外取締役候補者

生年月日	1951年8月27日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	<p>1976年3月 ㈱フジ入社 2000年5月 同社四国開発部長 2001年5月 同社取締役四国開発部長 2003年5月 同社取締役執行役員開発担当 2005年4月 同社取締役常務執行役員フジグラン事業本部長 2006年5月 同社代表取締役 専務執行役員 店舗運営事業本部長 2006年7月 同社代表取締役社長 2016年5月 ㈱フジ・トラベル・サービス代表取締役会長 2018年5月 ㈱フジ代表取締役会長兼CEO（現任） （重要な兼職の状況） ㈱フジ代表取締役会長兼CEO</p>		
社外取締役候補者の選定理由	<p>尾崎英雄氏は、㈱フジにおいて長年にわたり経営に携わり、2018年5月から同社の代表取締役会長兼CEOを務めております。総合小売事業を中心に豊富な経験と幅広い知見を有しており、大所高所の見地から業務執行に適切な助言をいただけると判断し、同氏を新たに社外取締役候補者といたしました。</p>		
責任限定契約について	<p>尾崎英雄氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で、当社定款第24条の規定に基づき、法令が規定する額を限度として責任限定契約を締結する予定であります。</p>		

生年月日	1965年 1月 7日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1990年 4月 大阪弁護士会登録 1990年 4月 御堂筋法律事務所入所 1997年 4月 御堂筋法律事務所パートナー 2003年 1月 弁護士法人御堂筋法律事務所社員弁護士（現任） 2011年 5月 当社社外監査役 2012年 4月 大阪弁護士会副会長 2013年 4月 京都大学法科大学院非常勤講師 2015年 5月 当社社外取締役（現任） 2016年 1月 ㈱科学技術アントレプレナーシップ監査役（現任） （重要な兼職の状況） 弁護士法人御堂筋法律事務所社員弁護士 社会福祉法人北慶会理事		
社外取締役候補者の選定理由	桑山斉氏は、弁護士としての豊富な経験に加え、会社経営を統括する十分な見識を有しております。これらのことから、当社の中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行に適切な助言・監督をいただけると判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。		
独立性について	当社は、桑山斉氏を㈱東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。		
責任限定契約について	当社は、桑山斉氏との間で、当社定款第24条の規定に基づき、法令が規定する額を限度として責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。		

13 わたせ 渡瀬 ひろみ

(戸籍名：おおつか 大塚ひろみ)

再任

社外取締役候補者

生年月日	1964年11月14日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	<p>1988年4月 ㈱リクルート入社</p> <p>1993年5月 同社ゼクシィ創刊フェウンダー</p> <p>2000年4月 同社アントレ マーケティング・ディレクター</p> <p>2004年4月 同社プロワーカーナビ マーケティング・ディレクター</p> <p>2008年4月 同社シゴトの計画編集長</p> <p>2010年4月 ㈱アーレア設立 代表取締役（現任）</p> <p>2011年6月 ㈱ばど社外執行役員</p> <p>2013年4月 ㈱トライアムパートナーズ設立 代表取締役</p> <p>2014年6月 ㈱ばど代表取締役社長</p> <p>2016年5月 当社社外取締役（現任）</p> <p>2016年6月 ㈱パートナーエージェント社外取締役（現任）</p> <p>2016年9月 ㈱アーバンフューネスコーポレーション社外監査役（現任）</p> <p>2017年7月 ダイヤル・サービス㈱社外取締役（現任）</p> <p>2017年10月 ㈱ICMG執行役員</p> <p>2018年6月 ㈱商工組合中央金庫社外取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>㈱商工組合中央金庫社外取締役</p> <p>㈱パートナーエージェント社外取締役</p> <p>㈱アーバンフューネスコーポレーション社外監査役</p> <p>ダイヤル・サービス㈱社外取締役</p>		
社外取締役候補者の選定理由	<p>渡瀬ひろみ氏は、㈱リクルートにおいて、プロジェクト・リーダー、編集長、事業責任者等を歴任し、2014年6月からは㈱ばどの代表取締役社長を務めるなど、新規事業の立ち上げや会社経営について豊富な経験と知見を有しております。これらのことから、当社の中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行に適切な助言をいただけると判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>		
独立性について	<p>当社は、渡瀬ひろみ氏を㈱東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。</p>		
責任限定契約について	<p>当社は、渡瀬ひろみ氏との間で、当社定款第24条の規定に基づき、法令が規定する額を限度として責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。</p>		

- (注) 1. 各取締役候補者の「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」欄には、当社親会社のイオン㈱及びその子会社における現在または過去5年間の業務執行者たる地位及び担当を含めて記載しております。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者尾崎英雄氏、桑山斉氏及び渡瀬ひろみ氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。
4. 桑山斉氏は、過去に当社の社外監査役でありました。
5. 桑山斉氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となり、社外監査役も含めた通算の在任期間は8年となります。
- 渡瀬ひろみ氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役恒屋良彦氏、伊藤三知夫氏及び北村智宏氏は、本総会終結の時をもって任期満了となり、恒屋良彦氏が監査役を退任されることになりました。

つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

1 青木 謙城

あ お き けんじろう

新任

社外監査役候補者

生年月日	1969年3月27日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位及び重要な兼職の状況	1992年4月 ㈱ダイエー入社 2011年4月 同社総務人事本部人事部長 2014年9月 同社関東事業本部神奈川・西東京SM事業部長 2015年9月 同社監査部長（現任）		
社外監査役候補者の選定理由	青木謙城氏は、㈱ダイエーの人事部長、SM事業部長等を歴任し、2015年9月から同社の監査部長を務めております。人事部門、監査部門を中心に豊富な経験と知見を有しており、業務執行に適切な助言・監督をいただけると判断し、同氏を新たに社外監査役候補者といたしました。		

2 伊藤 三知夫

い と う み ち お

再任

社外監査役候補者

生年月日	1955年4月3日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位及び重要な兼職の状況	1978年3月 ジャスコ㈱（現イオン㈱）入社 1986年9月 同社熊野店総務課長 1988年3月 同社金沢シーサイド店総務課長 1991年4月 同社宇都宮店総務課長 1994年4月 ㈱ブルーグラス人事課長 1996年9月 ジャスコ㈱（現イオン㈱）株式文書課 2009年9月 同社グループ経営監査室 2017年5月 当社社外監査役（現任） 2017年5月 イオン九州㈱常勤（社外）監査役（現任） （重要な兼職の状況） イオン九州㈱常勤（社外）監査役		
社外監査役候補者の選定理由	伊藤三知夫氏は、グループ会社の経営管理、経営監査領域の業務を担当し、2017年5月から当社社外監査役を務めております。管理部門、監査部門を中心に豊富な経験と知見を有しており、業務執行に適切な助言・監督をいただけると判断し、同氏を引き続き社外監査役候補者といたしました。		

3 きたむらともひろ 北村 智宏

再任

生年月日	1975年10月 2 日	所有する当社の株式数	0 株
略歴、地位及び重要な兼職の状況	1998年 3 月 ㈱ダイエー入社 2008年 3 月 同社経営企画本部経営企画部課長 2015年 3 月 同社SM改革推進チーム 2015年11月 同社SM改革推進チームリーダー 2016年 3 月 イオン㈱SM・DS事業政策チームリーダー 2017年 3 月 同社SM事業担当付（現任） 2017年 5 月 ㈱光洋監査役（現任） 2017年 5 月 当社監査役（現任） （重要な兼職の状況） ㈱光洋監査役		
監査役候補者の選定理由	北村智宏氏は、グループ会社の営業、経営企画領域の業務を担当し、2017年 5 月から当社監査役を務めております。当社の主力事業であるスーパーマーケット事業を中心に豊富な経験と知見を有しており、業務執行に適切な助言・監督をいただけると判断し、同氏を引き続き監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 各監査役候補者の「略歴、地位及び重要な兼職の状況」欄には、当社親会社のイオン㈱及びその子会社における現在または過去 5 年間の業務執行者たる地位を含めて記載しております。
2. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 監査役候補者青木謙城氏及び伊藤三知夫氏は、会社法第 2 条第16号に定める社外監査役の候補者であります。
4. 伊藤三知夫氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって 2 年となります。

以 上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

事業報告

(2018年3月1日から2019年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度のわが国経済は、輸出が増加基調にあることや、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費が底堅く推移するなど、緩やかな回復基調が継続しております。当社グループの営業基盤である兵庫、中四国エリアにおいても、設備投資、雇用環境が緩やかに改善しております。しかしながら、依然として続く節約志向による価格競争の激化や慢性的な人手不足等、経営環境は厳しい状況が続いております。

このような状況下において当社グループは、中長期的な経営戦略の3つの柱である「商品本位の改革」「人材への投資」「地域との連携」に基づき、お客さまに支持されるお店づくりを目指し取り組んでまいりました。

[国内スーパーマーケット事業]

■商品面及び営業面に関する取組み

商品面におきましては、健康志向への対応として、有機野菜コーナーの拡大、また、即食需要拡大への対応として、新鮮な生ネタを使用した「お魚屋さんのお寿司」、店内製造で出来立てのおいしさをご提供する「お魚さんの焼き魚・煮魚」の導入拡大に取り組みました。その結果、有機野菜コーナーは37店舗、「お魚屋さんのお寿司」は60店舗、「お魚さんの焼き魚・煮魚」は96店舗となりました(注1)。また、デリカ部門におきまして、年間30品目を目標に新商品の開発に取り組みました。その結果、「若鶏もも竜田揚げ」や「淡路島の藻塩を使用した鮭の塩焼き弁当」「1/2日分野菜あかけ焼きそば」など36品目を新たに発売いたしました。営業面においては、月初めの売上・客数対策として、毎月1日、2日、3日に非食品や加工食品、お米などカテゴリーで割引を行う「1・2・3祭」を実施いたしました。また、低価格志向への対応として、農産と日配部門の中から特に消費頻度の高い商品を、競争店に負けない価格設定で集客を図りました。

■店舗開発における取組み

当連結会計年度におきましては、ディスカウント業態1店舗とスーパーマーケット業態10店舗を新設いたしました。ディスカウント業態では、ザ・ビッグ津山平福店(岡山県津山市)を「親子で一番行きたくなるお店」をコンセプトに、2018年10月13日津山市に初出店いたしました。

スーパーマーケット業態では、1997年から22年間、地域のお客さまにご愛顧をいただきましたマックスバリュ城北店（兵庫県姫路市）を近隣へ移転、建て替えをし、2018年9月26日に開店いたしました。同店舗では、地域のお客さまの日々の生活を支えるため、「価格」「健康」「利便性」をキーワードに、特にお魚と焼き立てパンにこだわった売場となっており、地元鮮魚を使用した海鮮寿司や海鮮丼の販売、店内焼き立てのパンを豊富に品揃えしております。また、同年9月25日に株式会社広電ストア及び広島電鉄株式会社並びに当社の3社間で締結いたしました「事業譲渡契約書」に基づき譲り受けた店舗を、同年10月16日にマックスバリュ楽々園店（広島市佐伯区）、マックスバリュ千田店（広島市中区）、同年10月23日にマックスバリュ江波店（同）、マックスバリュ矢野店（広島市安芸区）、マックスバリュ牛田店（広島市東区）として開店いたしました。

一方で、効率的な店舗網を構築するために、2019年2月28日にマックスバリュ大柿店（広島県江田島市）を閉店いたしました。

その結果、当連結会計年度における国内店舗数は182店舗となり、その内訳は兵庫県81店舗、岡山県12店舗、広島県35店舗、山口県39店舗、徳島県3店舗、香川県6店舗、愛媛県6店舗であります（注1）。

■人事制度・人材開発に関する取組み

人材への投資では、採用人数の増加、並びに従業員の定着を図る取組みを行っております。フレックス社員（パートタイマー）・アルバイトの採用においては、採用後に仕事内容のミスマッチが生じないよう「おしごと説明会（注2）」「おしごと見学会（注3）」「おしごと相談会（注4）」を実施しました。さらに、新人の受け入れ体制の整備、教育担当者の明確化、習得内容の見える化など新人の教育体制を充実させ、従業員の定着に取り組みました。新卒採用においては、トップマネジメントによる会社説明会を実施するなどの取組みを行った結果、応募者が前年より増加いたしました。その結果、従業員の入社者数は前年比109%となりました。今後は、従業員の定着を図る取組みをさらに強化し、最大の課題である人員不足の解消に向けた取組みを強化してまいります。

■地域との連携に関する取組み

お客さまに安心してお買い物していただけるお店づくりのために、地域のお客さまや自治体の方々と接点を持ち、地域との連携に取り組んでおります。「平成30年7月豪雨」で被災したマックスバリュ本郷店（広島県三原市）において、三原市へのお見舞金贈呈や地元高校生による吹奏楽の演奏など、復興応援・支援イベントを開催いたしました。また、従来から取り組んでおりますWAONを通じた自治体などへの寄附金も今後とも継続してまいります。

食に関する取組みとしては、全ての子供たちが朝食を食べる環境を整備し、子供の能力と可能性を高める基礎となる生活習慣を身につけてもらうために、広島県で新たに「朝ごはん推進モデル事業」が開始され、当社は小売業としての初参加企業として、モデル小学校への食材供給を実施いたしました。

■イオングループスーパーマーケット事業再編に向けた当社、株式会社マルナカ及び株式会社山陽マルナカの経営統合

当社、株式会社マルナカ（以下「マルナカ」といいます。）、株式会社山陽マルナカ（以下「山陽マルナカ」といいます。）及びイオン株式会社は、「地域密着型経営」の実践による中四国エリアにおける市場シェアNO. 1のリージョナルスーパーマーケット企業の実現を目指し、2018年10月10日、当社、マルナカ及び山陽マルナカの経営統合に関する基本合意書を締結いたしました。同年12月14日、本基本合意書に基づき、当社、マルナカ及び山陽マルナカは、2019年3月1日を効力発生日として株式交換を行うことを取締役会において決議し、株式交換契約を締結いたしました。2019年1月31日、当社は臨時株主総会において本株式交換契約の承認を受けました。これにより、2019年3月1日を効力発生日として、マルナカ及び山陽マルナカは、当社の完全子会社となりました。また、2018年12月14日、本株式交換と併せて、当社と株式会社光洋が吸収分割を行うことを決議し、吸収分割契約を締結いたしました。これにより、2019年3月1日を効力発生日として、当社の兵庫県東部エリア8店舗の事業が株式会社光洋に承継されました。

[中国スーパーマーケット事業]

中国事業においては、2013年1月に永旺美思佰樂（青島）商業有限公司を設立して以来、収益獲得のため様々な取組みや増資による経営基盤の強化を図ってまいりましたが、収益確保に苦慮する状態が続きました。当社の企業価値向上と継続的成長を果たすため、国内事業に経営資源を集中すべきと判断し、2018年7月19日に当社取締役会及び連結子会社董事会において解散を決議し、2019年1月28日をもって清算を結了いたしました。

以上のような取組みを行いましたが、第3四半期以降、売上高が計画から大幅に落ち込み、とりわけ相場安の影響もあった農産部門が第4四半期売上高既存比86.9%と大きく低下いたしました。また、即食ニーズへの対応として、デリカ部門は、新商品開発を含め販売を強化しましたが、サラダやホットデリカの販売点数が伸び悩み、通期での売上高既存比が96.9%となりました。加えて、重点販売日である、火・水曜日、マックスデー、ザ・ビッグデー、お客さま感謝デーの客数が大幅に低迷した結果、通期での全社計売上高既存比は96.9%、客数既存比は96.4%となりました。

一方、利益面におきましては、特に第2四半期以降、低価格訴求をより一層進めたことによる値入率の低下に加え、売価変更率が悪化したため、第2四半期累計期間で売上総利益率を大きく落とす結果となりました。第3四半期以降、棚割りの変更による利益率の高い商品の売場拡大及び発注精度向上による売価変更削減に取り組んだ結果、第3四半期、第4四半期は改善傾向となりましたが、当連結会計年度においては計画に0.5%及ばず、通期の売上総利益率は23.6%と前年より△0.2%の結果となりました。また売上高が計画より減少したことも重なり売上総利益額を大幅に落とす結果となりました。

販売費及び一般管理費は、人材派遣費用の削減、チラシ回数など販促費の抑制、また、冷蔵冷凍ケースのハニカム清掃による電気使用量の削減などにより計画内にコントロールできましたが、売上総利益の落ち込みをカバーするには至りませんでした。

その結果

営業収益	2,749億37百万円 (対前期比99.5%)
営業利益	26億90百万円 (対前期比57.2%)
経常利益	30億00百万円 (対前期比60.3%)
親会社株主に帰属する当期純利益	9億92百万円 (対前期比40.2%)

となりました。

- (注) 1. 店舗数には、株式会社光洋に分割した兵庫県東部エリアの8店舗は含まれておりません。
2. おしごと説明会
育児中の方や家事と仕事を両立したい方、初めてアルバイトをする方たちの仕事に対する不安や疑問を取り除き、仕事内容を理解していただき、働く一歩を踏み出すきっかけづくりの場。
3. おしごと見学会
職場の雰囲気や業務内容等を直接見学いただいて、応募者の方が抱えている職場イメージのギャップを埋める機会。
4. おしごと相談会
企業情報や職場の雰囲気、業務内容等、応募者からの質問・相談を受ける機会。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資総額は58億50百万円となりました。その内訳は国内の新規出店等に伴う投資によるものです。これら設備投資に必要な資金は、自己資金で賄っております。

(3) 対処すべき課題

国内経済におきましては、企業収益の増加、雇用環境の改善などにより、個人消費の回復など緩やかな回復基調が期待されます。しかしながら、ドラッグストアやコンビニエンスストア、宅配などの異業種との競争に加え、Eコマースの台頭など、ボーダレス化した「食」の市場をめぐる競争の激化、生産年齢人口の減少による雇用確保難、最低賃金・社会保障費の上昇がもたらす人件費の高止まりといった労働環境の変化など、「食」を取り巻く環境は著しく変化しております。

このような状況のなか、当社グループは、2019年3月1日より当社、マルナカ及び山陽マルナカの経営統合により、新生マックスバリュ西日本株式会社グループとしてスタートいたしました。統合3社の一店一店が「地域のお客さまになくてはならないお店」を目指し、スーパーマーケットの基本に立ち返り、「鮮度の良い売場」「品切れのない売場」「お求めやすい価格」「クリンリネスな売場」「明るく笑顔のある接客・サービス」を実践してまいります。

販売、商品面においては、「即食」「健康」ニーズへ対応する商品の拡大及び開発を強力に推進するとともに、マルナカ、山陽マルナカが培ってきた生鮮商品力の強みをマックスバリュ店舗へも水平展開していくなど、より魅力ある売場を実現してまいります。また、消費頻度の高い商品の低価格訴求を継続していくことで「安さ」への対応も行ってまいります。

売場づくりでは、お客さまに快適なお買物をお楽しみいただけるよう、開店時、お昼の昼食需要、夕方のピーク時といった時間帯ごとの売場基準を設定し、今まで以上に商品の品揃えを充実させ、更なるお客さま満足を追求してまいります。

(4) 財産及び損益の状況

当社グループの財産及び損益の状況

区 分	第 34 期 (2016年 2 月期)	第 35 期 (2017年 2 月期)	第 36 期 (2018年 2 月期)	第 37 期 (2019年 2 月期)
営 業 収 益 (百万円)	275,989	278,287	276,313	274,937
経 常 利 益 (百万円)	6,276	6,687	4,978	3,000
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	2,503	3,268	2,467	992
1 株当たり当期純利益(円)	95.62	124.66	94.06	37.81
総 資 産 (百万円)	93,368	94,736	98,104	94,457
純 資 産 (百万円)	46,134	48,250	50,589	49,531
1 株当たり純資産額(円)	1,756.94	1,837.10	1,925.04	1,884.76

当社の財産及び損益の状況

区 分	第 34 期 (2016年 2 月期)	第 35 期 (2017年 2 月期)	第 36 期 (2018年 2 月期)	第 37 期 (2019年 2 月期)
営 業 収 益 (百万円)	275,591	277,911	275,838	274,792
経 常 利 益 (百万円)	6,570	7,008	5,275	3,151
当 期 純 利 益 (百万円)	2,575	3,082	2,358	1,085
1 株当たり当期純利益(円)	98.38	117.59	89.89	41.35
総 資 産 (百万円)	93,047	94,278	97,525	94,373
純 資 産 (百万円)	46,621	48,489	50,803	50,061
1 株当たり純資産額(円)	1,776.58	1,846.86	1,933.85	1,904.97

(5) 主要な事業内容

当社グループは、食料品、日用雑貨品及び衣料品等の小売販売を主要業務とし、その他これに付随する業務として、店舗等の不動産賃貸業務を営んでおります。

(6) 主要な営業所及び配送センター（2019年2月28日現在）

① 当社

ア. 本社 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号

イ. 店舗

業 態 別	店 舗 数	都 道 府 県 別			
マックスバリュ店舗	141店舗	兵庫県79店舗 香川県2店舗	岡山県3店舗 愛媛県4店舗	広島県26店舗	山口県27店舗
ザ・ビッグ店舗	41店舗	兵庫県2店舗 徳島県3店舗	岡山県9店舗 香川県4店舗	広島県9店舗 愛媛県2店舗	山口県12店舗
合 計	182店舗	兵庫県81店舗 徳島県3店舗	岡山県12店舗 香川県6店舗	広島県35店舗 愛媛県6店舗	山口県39店舗

(注) 上記店舗数には、株式会社光洋に分割した兵庫県東部エリアの8店舗は含まれておりません。

ウ. 配送センター（1カ所） 兵庫県姫路市

エ. 水産センター（2カ所） 兵庫県姫路市、広島市西区

② 子会社

該当事項はありません。

(7) 使用人の状況（2019年2月28日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
1,751名	35名増

(注) 1. 使用人数には、フレックス社員（パートタイマー）の期中平均人員9,031名（ただし、1日8時間換算による）は含まれておりません。

2. 使用人数については、当社グループからグループ外への出向者12名を含まず、グループ外から当社グループへの受入出向者79名を含みます。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,751名	87名増	43歳4ヵ月	16年4ヵ月

(注) 1. 使用人数には、フレックス社員（パートタイマー）の期中平均人員9,031名（ただし、1日8時間換算による）は含まれておりません。

2. 使用人数については、当社から社外への出向者12名を含まず、社外から当社への受入出向者79名を含みます。

(8) 主要な借入先の状況（2019年2月28日現在）

該当事項はありません。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況（2019年2月28日現在）

① 親会社に関する事項

当社の親会社はイオン株式会社であり、同社は当社の株式を15,259千株（議決権比率58.19%）を保有しております。

なお、イオン株式会社は純粋持株会社であります。

親会社とは、資金の寄託運用の取引を行っております。

② 親会社等との間の取引に関する事項

ア. 当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項

当該取引をするにあたっては、当該取引の必要性及び取引条件が第三者との通常の見積と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

イ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由
親会社等の取引については、その重要性に応じて取締役会への付議の要否を決定しており、社外取締役も含めた多面的な議論の上で、取締役会において当社の利益を害するものではないかを判断しております。

ウ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

該当事項はありません。なお、永旺美思佰樂（青島）商業有限公司は、2018年7月19日付をもって解散を決議し、2019年1月28日に清算終了しております。

④ 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況に関する事項

(1) 株式に関する事項 (2019年2月28日現在)

① 発行可能株式総数	90,000,000株
② 発行済株式の総数 (自己株式を含む)	26,262,109株
③ 株主数	27,299名
④ 大株主 (上位10名)	

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
イ オ ン 株 式 会 社	15,259千株	58.13%
マ ッ ク ス バ リ ュ 西 日 本 グ ル ー プ 社 員 持 株 会	689千株	2.62%
丸 魚 水 産 株 式 会 社	472千株	1.80%
株 式 会 社 コ ッ ク ス	424千株	1.61%
加 藤 産 業 株 式 会 社	323千株	1.23%
新 光 商 事 株 式 会 社	268千株	1.02%
イ オ ン フ ー ド サ プ ラ イ 株 式 会 社	238千株	0.90%
ミ ニ ス ト ッ プ 株 式 会 社	237千株	0.90%
イ オ ン フ ィ ナ ン シ ャ ル サ ー ビ ス 株 式 会 社	235千株	0.89%
宮 本 美 枝	206千株	0.78%

(注) 持株比率は自己株式 (13,274株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日において当社取締役が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
発行決議日	2012年4月5日	2013年4月9日	2014年4月8日
新株予約権の数	206個	91個	91個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 20,600株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 9,100株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 9,100株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)
権利行使期間	2012年5月21日から 2027年5月20日まで	2013年6月10日から 2028年6月9日まで	2014年6月10日から 2029年6月9日まで
行使の条件	(注)	(注)	(注)
役員の新株予約権保有状況 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 : 15個 目的となる株式数 : 1,500株 保有者数 : 1人	新株予約権の数 : 16個 目的となる株式数 : 1,600株 保有者数 : 2人	新株予約権の数 : 47個 目的となる株式数 : 4,700株 保有者数 : 4人

	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第10回新株予約権
発行決議日	2015年4月9日	2016年4月13日	2017年4月12日
新株予約権の数	73個	111個	131個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 7,300株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 11,100株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 13,100株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)
権利行使期間	2015年6月10日から 2030年6月9日まで	2016年6月10日から 2031年6月9日まで	2017年6月10日から 2032年6月9日まで
行使の条件	(注)	(注)	(注)
役員の新株予約権保有状況 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 : 47個 目的となる株式数 : 4,700株 保有者数 : 4人	新株予約権の数 : 91個 目的となる株式数 : 9,100株 保有者数 : 4人	新株予約権の数 : 116個 目的となる株式数 : 11,600株 保有者数 : 5人

		第11回新株予約権
発行決議日		2018年4月11日
新株予約権の数		71個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 7,100株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)
権利行使期間		2018年6月10日から 2033年6月9日まで
行使の条件		(注)
役員 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 : 63個 目的となる株式数 : 6,300株 保有者数 : 5人

(注) 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権を割り当てられた者は、権利行使時においても当社の取締役または監査役の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役及び監査役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。
- ②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の状況 (2019年2月28日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	加 栗 章 男	株式会社マルナカ 取締役会長 株式会社山陽マルナカ 取締役会長
専務取締役	塩 冶 雅 洋	ザ・ビッグ事業本部長兼リスクマネジメント 担当兼ダイバーシティ推進責任者
常務取締役	柳 川 勝 律	MV事業本部長兼MV営業本部長
常務取締役	守 岡 幸 三	経営管理本部長
常務取締役	森 永 和 也	コーポレートブランディング本部長
取 締 役	沖 光 裕 章	商品本部長
取 締 役	澤 山 真 一	事業推進本部長
取 締 役	岡 本 芳 明	人事総務本部長
取 締 役	桑 山 齊	弁護士法人御堂筋法律事務所 社員弁護士 社会福祉法人北慶会 理事
取 締 役	渡 瀬 ひろみ	株式会社商工組合中央金庫 社外取締役 株式会社パートナーエージェント 社外取締役 株式会社アーバンフューネスコーポレーション 社外監査役 ダイヤル・サービス株式会社 社外取締役
常勤監査役	恒 屋 良 彦	株式会社ダイエー 社外監査役
監 査 役	伊 藤 三 知 夫	イオン九州株式会社 常勤(社外) 監査役
監 査 役	北 村 智 宏	株式会社光洋 監査役
監 査 役	石 橋 三 千 男	公認会計士 石橋三千男事務所 所長 公認会計士・税理士 有限会社F I S 経営研究所 代表取締役 株式会社ひろしまイノベーション推進機構 社外取締役 株式会社ウッドワン 社外取締役

- (注) 1. 取締役桑山齊氏及び渡瀬ひろみ氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は、取締役桑山齊氏及び渡瀬ひろみ氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、当社は、定款第24条の規定に基づき取締役桑山齊氏及び渡瀬ひろみ氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、法令が規定する額を限度として責任限定契約を締結しております。
2. 監査役恒屋良彦氏、伊藤三知夫氏及び石橋三千男氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、当社は、監査役石橋三千男氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、当社は、定款第32条の規定に基づき監査役石橋三千男氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、法令が規定する額を限度として責任限定契約を締結しております。

3. 監査役石橋三千男氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当事業年度中に退任した取締役
取締役砂村哲也氏は、2018年3月23日をもって、辞任により退任いたしました。
5. 当事業年度中に就任した取締役
2018年5月17日開催の第36期定時株主総会において、新たに沖光裕章氏、澤山真一氏及び岡本芳明氏が取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。
6. 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

氏名	新役職及び担当	旧役職及び担当	異動年月日
守岡幸三	経営管理本部長	経営管理本部長兼 事業推進部長	2018年3月28日
守岡幸三	常務取締役	取締役	2018年5月17日
森永和也	常務取締役	取締役	2018年5月17日

7. 当事業年度中の取締役及び監査役の重要な兼職の状況の異動
取締役渡瀬ひろみ氏は、2018年6月21日株式会社商工組合中央金庫の社外取締役に就任しております。

② 当事業年度に係る取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	11名 (2)	133百万円 (9)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (3)	22 (22)
合 計	14 (5)	155 (32)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2007年5月16日開催の第25期定時株主総会において年額450百万円以内（うち金銭報酬額400百万円、株式報酬型ストックオプション公正価値分50百万円）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2000年5月18日開催の第18期定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。
4. 当事業年度末日現在の役員数は取締役10名（うち社外取締役2名）、監査役4名（うち社外監査役3名）であります。上記の取締役及び監査役の支給人員と相違しておりますのは、2018年3月23日をもって辞任により退任した取締役1名（うち社外取締役0名）が含まれることと、無報酬の監査役1名（うち社外監査役0名）が存在しているためであります。
5. 支給額には、以下のものが含まれております。
- ・ストックオプションによる報酬額 取締役 8名 13百万円
新株予約権個数 91個 目的である株式数 9,100株
- 株式報酬型ストックオプションによる報酬は、第37期の業績に基づき、2019年4月10日開催の取締役会で決定し、2019年5月10日に発行することとしております。

③ 社外役員に関する事項

ア. 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 桑 山 齊	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・発言を行っております。
取締役 渡 瀬 ひろみ	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、他社での取締役を含めた豊富な経験・見識から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・発言を行っております。
常 勤 監査役 恒 屋 良 彦	当事業年度に開催された取締役会17回及び監査役会13回全てに出席いたしました。常勤監査役としてコーポレート・ガバナンスの強化及びコンプライアンスの視点から、取締役会において、意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・発言を行っております。また、監査役会においては、議案・審議等について、必要な発言を適宜行っております。
監査役 伊 藤 三 知 夫	当事業年度に開催された取締役会17回のうち14回に出席し、監査役会13回のうち12回に出席いたしました。主に経営管理に精通した見地から、取締役会において、意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・発言を行っております。また、監査役会においては、議案・審議等について、必要な発言を適宜行っております。
監査役 石 橋 三 千 男	当事業年度に開催された取締役会17回及び監査役会13回全てに出席いたしました。主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から、取締役会において、意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・発言を行っております。また、監査役会においては、議案・審議等について、必要な発言を適宜行っております。

イ. 社外役員が当社の親会社または親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の総額
14百万円

ウ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役桑山齊氏は、弁護士法人御堂筋法律事務所の社員弁護士及び社会福祉法人北慶会の理事であります。当社と兼職先の間には特別な関係はありません。

取締役渡瀬ひろみ氏は、株式会社商工組合中央金庫の社外取締役、株式会社パートナーエージェントの社外取締役、株式会社アーバンフューネスコーポレーションの社外監査役及びダイヤル・サービス株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先の間には特別な関係はありません。

常勤監査役恒屋良彦氏は、株式会社ダイエーの社外監査役であります。同社は当社の親会社であるイオン株式会社の子会社であります。

監査役伊藤三知夫氏は、イオン九州株式会社の常勤（社外）監査役であります。同社は当社の親会社であるイオン株式会社の子会社であります。

監査役石橋三千男氏は、公認会計士 石橋三千男事務所の所長、有限会社F I S 経営研究所の代表取締役、株式会社ひろしまイノベーション推進機構の社外取締役及び株式会社ウッドワンの社外取締役であります。当社と兼職先の間には特別な関係はありません。

(4) 会計監査人に関する事項**① 名称**

有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	36百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的に区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
2. 当社の子会社永旺美思佰樂（青島）商業有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。
3. 上記のほか、当事業年度において、前事業年度に係る追加報酬として3百万円を支払っております。
4. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務方針」を踏まえ、監査項目別時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し当事業年度の監査時間及び報酬額等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づいて会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について取締役会の決議内容の概要は以下のとおりであります。

1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、イオングループにおいて2003年4月に制定された「イオン行動規範」を全ての行動の基本理念とする。

「お客さま中心」の理念に基づき、お客さまの生活文化の向上を目指すとともに、企業市民の立場から、法令遵守は当然のこととし、地域社会とのより良い関係を構築して、適切な企業経営と地域社会との調和を図り社会的責任を果たす。

- ② 当社は、「イオン行動規範」「マックスバリュ西日本行動基準」及び「法令」等の遵守を図るため、コンプライアンスに係る施策・整備・運用状況を審議する機関として、取締役、監査役、本部長及び関係部長などを委員とするリスクマネジメント委員会を設置する。
- ③ リスクマネジメント委員会は、当社における重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等の報告を受けた場合には、必要な調査を行ったうえ、遅滞なく取締役会に報告する。
- ④ 当社の取締役は、その職務の執行に当たっては、「イオン行動規範」「マックスバリュ西日本行動基準」に基づく業務方針の実現に当たって率先垂範し、当社の使用人をはじめその他利害関係者に対する責任を果たす。
- ⑤ 当社の取締役は、その職務の執行を通じ、その使用人の業務の執行が法令及び定款に適合するよう、「行動基準ハンドブック」「コンプライアンス基礎」を活用し、指導と啓発を行う。
- ⑥ 当社の取締役会は、定期的に内部統制システムの有効性監査の報告を受けるとともに、コンプライアンス体制の問題の把握と整備に努める。
- ⑦ 当社の取締役の職務執行について、当社の監査役は定期的な監査を実施し、必要に応じ当社の取締役会に対しその結果を報告し、内部統制の改善を助言、又は勧告する。
- ⑧ 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等に従い、財務報告に係る内部統制を整備し、適切な運用に努めるとともに、それを評価するための体制を確保する。
- ⑨ 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との取引は一切行わず、万一それら勢力から不当な要求を受けた場合には、警察・弁護士等の外部機関と連携し毅然たる態度で対応する。

2. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、コンプライアンス経営を重視し、使用人全員が、「イオン行動規範」「マックスバリュ西日本行動基準」を実践し、お客さま、地域社会とのより良い関係を築き、企業としての社会的責任を果たせるよう努力する。
- ② 当社は、「イオン行動規範」「マックスバリュ西日本行動基準」及び当社固有の問題を織り込んだ「行動基準ハンドブック」「コンプライアンス基礎」を従業員全員に配布するとともに、コンプライアンス教育を実施する。
- ③ 当社は、グループ全従業員を対象とした「イオン内部通報制度(イオン行動規範110番)」に参加しており、当社に関連する事項は当社担当部署に報告される。
- ④ 当社は、独自に内部通報制度「何でも相談承り係」と「社長直行便制度」を設け運用する。
- ⑤ 重要な通報については、その内容と会社の対処状況・結果につき、適切に取締役・使用人に開示し、周知徹底する。
- ⑥ 代表取締役社長が内部監査部門である経営監査室を直轄する。経営監査室は、代表取締役社長の指示に基づき、業務執行状況を、業務の有効性・効率性、法令・社内規程遵守の観点から内部監査を行う。
- ⑦ コンプライアンス違反者に対しては、就業規則に基づく懲戒を含め厳正に対処する。

3. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社の取締役は、その職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む。以下同じ）、その他の重要な情報を、社内規程に基づいて、それぞれの担当職務に従い適切に保存し管理する。
 - ア. 株主総会議事録と関連資料
 - イ. 取締役会議事録と関連資料
 - ウ. 取締役が主催するその他の重要な会議の議事録又は経過の記録
 - エ. 取締役を決定者とする決裁書類
 - オ. その他取締役の職務の執行に関する重要な文書
- ② 当社の取締役は、その職務の執行に係る上記①に定める文書を社内規程に従い、定められた期間保管するものとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

4. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスク管理を最も重要な経営管理のひとつと位置付け、リスクマネジメント担当取締役を置き、リスクマネジメント委員会を設置し、定期的開催し、各部署のリスク管理の状況・方針等を審議し、全社的に対応する重要事項についてのリスク対策を策定し、取締役会に報告する。
- ② 当社の戦略立案部門は、企業価値を高め又は企業活動の持続的発展の実現を脅かすあらゆる事業リスクに対処すべく、経営戦略・経営計画の策定を行うに当たり事業リスクのアセスメントを行い、取締役会における経営判断に際して重要な判断材料を提供する。
- ③ 当社は、以下の運営リスクにおける事業の継続を確保するための態勢を整備する。
 - ア. 地震、洪水、火災、事故等の災害により重大な損失を被るリスク
 - イ. 取締役及び使用人の不適切な業務執行により販売活動に重大な支障を生じるリスク
 - ウ. 基幹ITシステムが正常に機能しないことにより重大な損害を被るリスク
 - エ. その他、取締役会が極めて重大と判断するリスク
- ④ 当社は災害、環境、コンプライアンス等に係るリスクへの対応については、それぞれの担当部署において、規則・ガイドラインの制定、マニュアルの作成・配布及び研修の実施等により全従業員に徹底する。
- ⑤ 各事業部門を担当する取締役及び部室長は、それぞれの部門に係るリスク管理を行う。各事業部門長は、リスク管理の状況を取締役会・経営会議において定期的に報告する。

5. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は業務の有効性と効率性を図る観点から、経営に係る重要事項については、社内規程に従い、各事業部門の会議、経営会議、予算会議、開発会議等での審議を経て、取締役会において審議して決定する。
- ② 取締役会等での決定に基づく業務執行は、代表取締役社長の下、担当取締役及び各部室長等が迅速に遂行する。あわせて、内部牽制機能の確立を図るため、組織関係規程を定め、それぞれの組織権限や実行責任者を明確化し、適切な業務手続が行われるようにする。
- ③ 会社方針に基づいて事業活動が適正に運営されているか、経営監査室が定期的に監査し、取締役及び経営幹部に報告する。必要ある場合は、担当する取締役及び経営幹部は是正処置を講ずる。

6. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、イオングループが定期的に主催する分野別部門長会議に参加し、法改正の動向と対応策及び業務効率化に資する有益なベストプラクティス等の情報を積極的に有効活用する。
- ② 当社が取り入れるベストプラクティスについては、当社が自主的に決定しており、又、当社のベストプラクティスについても会議を通じ提供する。
- ③ 当社は、イオングループ各社の情報ネットワークから、コンプライアンス遵守状況等に係る報告等を適宜受け啓発できる体制を構築する。
- ④ 親会社イオンとの賃貸借契約やプライベートブランド商品の売買取引等利益相反取引については、可及的に市場価格での取引とし、当社の利益を損ねない方策を講じる。
- ⑤ 当社は、子会社から、その営業成績、財務状況その他重要な情報について、当社の取締役会において定期的に報告を受ける。
- ⑥ 当社は、当社グループのリスクを統括的に管理するため、グループ全体のリスク管理について定めるリスクマネジメント規程を制定するとともに、機関としてリスクマネジメント委員会を設置し、グループ全体のリスクマネジメント推進に係わる課題・対応策を審議する。
- ⑦ 当社は、三事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を実現するため、毎事業年度ごとにグループ各社の重点経営目標及び予算配分等を定める。
- ⑧ 当社は、子会社の業務の適正を確保するため、経営管理本部が子会社の経営に係わる基本事項に関して統括的に管理及び指導を行う。
- ⑨ 当社の内部監査部門である経営監査室は、子会社に対して、年1回の監査を実施する。
- ⑩ 当社は、当社グループの役員及び従業員が直接通報を行うことができる内部通報制度を設け運用する。

7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ① 監査役の業務を補助する使用人は特に設けない。常勤監査役は、監査計画及び監査予算の策定、監査役会議事録作成等の業務を直接実施することにより、監査業務の独立性の確保を図る。
- ② 常勤監査役がその業務を補助すべき使用人を必要とする時は、その業務に限定した期間、補助業務に当たる者を選定する。
- ③ 常勤監査役の補助業務に当たる者は、その間は監査役の指示に従い職務を行うものとする。

8. 上記7の使用人の当社取締役からの独立性に関する事項

常勤監査役がその業務を補助すべき使用人を選定した場合、その使用人の独立性を確保するため、必要としている期間の使用人に関する異動・人事考課等人事権に係る事項の決定には常勤監査役の事前の同意を必要とする。

9. 当社監査役の上記7の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

常勤監査役がその業務を補助すべき使用人を選定した場合、その使用人は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら常勤監査役の指揮命令に従わなければならない。

10. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役等が当社の監査役に報告するための体制その他当社監査役への報告に関する体制
- ① 常勤監査役は、当社の取締役会に出席するほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、その他の重要な会議又は委員会に出席することができる。
 - ② 当社グループの役員は、取締役会等の当社の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
 - ③ 当社グループの役員、使用人等は、当社の監査役が実施する業務執行状況監査において、取締役が担当する業務について報告を求めた場合、又は、業務及び財産の状況を調査する場合には、迅速かつ的確に対応する。
 - ④ 当社グループの役員、使用人等は、以下に定める事項について、発見次第速やかに当社の監査役に対し報告する。
 - ア. 当社グループの信用を大きく低下させたもの、又はその恐れのあるもの
 - イ. 当社グループの業績に大きく悪影響を与えたもの、又はその恐れのあるもの
 - ウ. グループ内外に対し、重大な被害を与えたもの、又はその恐れのあるもの
 - エ. 「イオン行動規範」、法令に対する違反で重大なもの
 - オ. その他上記ア～エに準じる事項
11. 上記10の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社グループは、当社監査役へ報告を行った当社グループの役員、使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員、使用人等に周知徹底する。
12. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要でないとして認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
13. その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社の監査役半数以上は社外監査役とし、対外透明性を担保する。
 - ② 当社は、常勤監査役が求めた場合、代表取締役社長と協議の上、必要に応じて内部監査部門である経営監査室と共同監査の実施ができるように配慮する。
 - ③ 当社の監査役は、監査の実施に当たり、独自に意見を形成するため、必要と認めるときは自らの判断で、当社に係る公認会計士及び弁護士等外部アドバイザーを活用する。
 - ④ 当社の代表取締役及び取締役は、当社の監査役会及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の基本方針に基づき、以下の具体的取組みを行っております。

1. 内部統制システム全般

当社は、内部統制システムを整備・運用し、内部統制の目標を効果的に達成するため、経営監査室が年間計画に基づいて業務執行が適正かつ効率的に行われているかを監査しております。

2. コンプライアンス体制

取締役及び使用人に対して、職制に応じた研修・教育訓練を通じて、コンプライアンスの啓発を推進しております。当事業年度の経営幹部に対するコンプライアンス研修においては、「景品表示法」「有事対応」を重点テーマといたしました。

3. リスク管理体制

当社は、リスク管理に関する審議機関であるリスクマネジメント委員会において、リスク管理の状況・方針等を審議しております。当事業年度は、同委員会を年5回開催し、各部署が行ったリスク調査の結果に基づき、全社的に対応するリスク対策を見直し、重点管理項目の実施状況を確認いたしました。

4. 企業グループにおける業務の適正

子会社の経営管理については、業務執行の重要度に応じて、当社の取締役会又は取締役の決裁を受ける体制としております。また、当社の取締役会において、毎月1回子会社から営業状況、財務状況その他重要な情報についての報告を受けております。

5. 取締役の職務執行

取締役の職務の効率性を確保するため、取締役会において業務の分担を受けた取締役が毎月1回業務執行状況の報告を行っております。

6. 監査役の職務執行

常勤監査役は、取締役会のほか、経営会議、リスクマネジメント委員会等の重要な会議に出席し、業務執行の状況を確認しております。また、監査役は経営監査室、会計監査人等と定期的に情報交換する場を設けることにより監査の実効性を高めております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業体質をさらに強化し、収益力の向上、業容の一層の拡大を図るため、内部留保にも配慮しながら、株主の皆さまに対する利益還元を充実させることを経営の重点施策と位置付け、安定的、継続的な配当をあわせて行っていきたいと考えております。

(注) 1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てております。

2. 売上高等の記載金額には消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(2019年2月28日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	34,216	流動負債	35,795
現金及び預金	6,475	支払手形及び買掛金	26,713
売掛金	578	リース債務	31
商品	10,413	未払金	2,432
貯蔵品	86	未払費用	2,501
前払費用	624	未払法人税等	814
繰延税金資産	359	未払消費税等	235
未収入金	5,179	預り金	245
関係会社預け金	10,000	賞与引当金	437
その他	499	役員業績報酬引当金	16
固定資産	60,240	店舗閉鎖損失引当金	25
(有形固定資産)	(40,262)	設備関係支払手形	1,912
建物及び構築物	26,690	その他	428
車両運搬具及び工具器具備品	4,841	固定負債	9,130
土地	7,933	リース債務	208
リース資産	258	退職給付に係る負債	1,111
建設仮勘定	538	店舗閉鎖損失引当金	9
(無形固定資産)	(118)	長期預り保証金	4,502
のれん	53	資産除去債務	3,291
ソフトウェア	10	その他	7
電話加入権	24	負債合計	44,926
施設利用権	30	純資産の部	
(投資その他の資産)	(19,858)	株主資本	44,465
投資有価証券	9,668	資本金	1,702
長期前払費用	1,123	資本剰余金	4,553
繰延税金資産	2,773	利益剰余金	38,226
差入保証金	6,276	自己株式	△16
その他	52	その他の包括利益累計額	5,007
貸倒引当金	△36	その他有価証券評価差額金	5,434
資産合計	94,457	退職給付に係る調整累計額	△427
		新株予約権	58
		純資産合計	49,531
		負債・純資産合計	94,457

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連 結 損 益 計 算 書

(2018年3月1日から2019年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高 価		268,634
売 上 原 価		205,193
売 上 総 利 益		63,440
そ の 他 の 営 業 収 入		6,303
営 業 総 利 益		69,743
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		67,053
営 業 利 益		2,690
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	275	
そ の 他	109	385
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	13	
そ の 他	61	75
経 常 利 益		3,000
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1	
受 取 保 険 金	360	
為 替 換 算 調 整 勘 定 取 崩 額	87	450
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損 失	29	
減 損 損 失	1,698	
店 舗 閉 鎖 損 失	132	
店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 繰 入 額	15	
災 害 に よ る 損 失	190	
投 資 有 価 証 券 評 価 損 失	6	
特 別 退 職 金	47	2,120
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,329
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	767	
法 人 税 等 調 整 額	△405	361
当 期 純 利 益		968
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△24
親会社株主に帰属する当期純利益		992

連結株主資本等変動計算書

(2018年3月1日から2019年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2018年3月1日残高	1,699	4,574	38,231	△15	44,489
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	3	3	—	—	7
剰余金の配当	—	—	△997	—	△997
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	992	—	992
自己株式の取得	—	—	—	△1	△1
連結子会社の増資による持分の増減	—	△24	—	—	△24
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	3	△21	△4	△1	△23
2019年2月28日残高	1,702	4,553	38,226	△16	44,465

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新株予約権	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
2018年3月1日残高	6,273	100	△346	6,028	54	17	50,589
連結会計年度中の変動額							
新株の発行	—	—	—	—	—	—	7
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△997
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	—	992
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△1
連結子会社の増資による持分の増減	—	—	—	—	—	—	△24
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△839	△100	△80	△1,021	3	△17	△1,034
連結会計年度中の変動額合計	△839	△100	△80	△1,021	3	△17	△1,058
2019年2月28日残高	5,434	—	△427	5,007	58	—	49,531

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

貸借対照表

(2019年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	34,320	流 動 負 債	35,795
現金及び預金	6,475	支払手形	151
売掛金	578	買掛金	26,562
商品	10,413	リース債	31
貯蔵品	86	未払金	2,432
前払費用	624	未払費用	2,501
繰延税金資産	359	未払法人税等	814
未収入金	5,179	未払消費税等	235
関係会社預け金	10,000	預り金	245
その他	603	賞与引当金	437
固 定 資 産	60,052	役員業績報酬引当金	16
(有形固定資産)	(40,262)	店舗閉鎖損失引当金	25
建物	23,978	設備関係支払手形	1,912
構築物	2,712	その他	428
車両運搬具	7	固 定 負 債	8,516
工具、器具及び備品	4,833	リース債	208
土地	7,933	退職給付引当金	496
リース資産	258	店舗閉鎖損失引当金	9
建設仮勘定	538	長期預り保証金	4,502
(無形固定資産)	(118)	資産除去債務	3,291
のれん	53	その他	7
ソフトウェア	10	負 債 合 計	44,311
電話加入権	24	純 資 産 の 部	
施設利用権	30	株 主 資 本	44,569
(投資その他の資産)	(19,671)	資 本 金	1,702
投資有価証券	9,668	資 本 剰 余 金	4,676
長期前払費用	1,123	資 本 準 備 金	4,676
繰延税金資産	2,586	利 益 剰 余 金	38,206
差入保証金	6,276	利 益 準 備 金	371
その他	52	その他利益剰余金	37,835
貸倒引当金	△36	固定資産圧縮積立金	94
資 産 合 計	94,373	別 途 積 立 金	35,700
		繰越利益剰余金	2,041
		自 己 株 式	△16
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	5,434
		その他有価証券評価差額金	5,434
		新 株 予 約 権	58
		純 資 産 合 計	50,061
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	94,373

損益計算書

(2018年3月1日から2019年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		268,495
売上原価		205,068
売上総利益		63,426
その他の営業収入		6,297
営業総利益		69,724
販売費及び一般管理費		66,867
営業利益		2,856
営業外収益		
受取利息及び配当金	271	
その他の	94	365
営業外費用		
支払利息	14	
その他の	55	70
経常利益		3,151
特別利益		
受取保険金	360	360
特別損失		
固定資産除却損	29	
減損損失	1,687	
店舗閉鎖損失	5	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	15	
災害による損失	190	
投資有価証券評価損	6	
関係会社出資金評価損	97	2,032
税引前当期純利益		1,479
法人税、住民税及び事業税	767	
法人税等調整額	△373	393
当期純利益		1,085

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

株主資本等変動計算書

(2018年3月1日から2019年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本計 合
	資 本 金	資 利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金				利 益 剰 余 金 計		
		資 利 益 剰 余 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計			
2018年3月1日残高	1,699	4,672	371	94	34,700	2,953	38,118	△15	44,475
事業年度中の変動額									
新株の発行	3	3	—	—	—	—	—	—	7
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△997	△997	—	△997
その他剰余金の処分	—	—	—	—	1,000	△1,000	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	—	1,085	1,085	—	1,085
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	△1	△1
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	3	3	—	—	1,000	△911	88	△1	93
2019年2月28日残高	1,702	4,676	371	94	35,700	2,041	38,206	△16	44,569

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金		
2018年3月1日残高	6,273	54	50,803
事業年度中の変動額			
新株の発行	—	—	7
剰余金の配当	—	—	△997
その他剰余金の処分	—	—	—
当期純利益	—	—	1,085
自己株式の取得	—	—	△1
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	△839	3	△835
事業年度中の変動額合計	△839	3	△742
2019年2月28日残高	5,434	58	50,061

独立監査人の監査報告書

2019年4月8日

マックスバリュ西日本株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 松嶋 敦 ㊟

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 家元 清文 ㊟

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 下平 雅和 ㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、マックスバリュ西日本株式会社の2018年3月1日から2019年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マックスバリュ西日本株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2019年3月1日を効力発生日として、会社を株式交換完全親会社、株式会社マルナカ及び株式会社山陽マルナカを株式交換完全子会社とする株式交換を実施した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2019年4月8日

マックスバリュ西日本株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 松嶋 敦 ㊟

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 家元 清文 ㊟

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 下平 雅和 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マックスバリュ西日本株式会社の2018年3月1日から2019年2月28日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2019年3月1日を効力発生日として、会社を株式交換完全親会社、株式会社マルナカ及び株式会社山陽マルナカを株式交換完全子会社とする株式交換を実施した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年3月1日から2019年2月28日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果についての報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、経営監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、物流センター及び主要な店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の経営幹部等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及びその結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及びその結果は相当であると認めます。

2019年4月9日

マックスバリュ西日本株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 恒 屋 良 彦 ㊟

監 査 役（社外監査役） 伊 藤 三知夫 ㊟

監 査 役 北 村 智 宏 ㊟

監 査 役（社外監査役） 石 橋 三千男 ㊟

以 上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

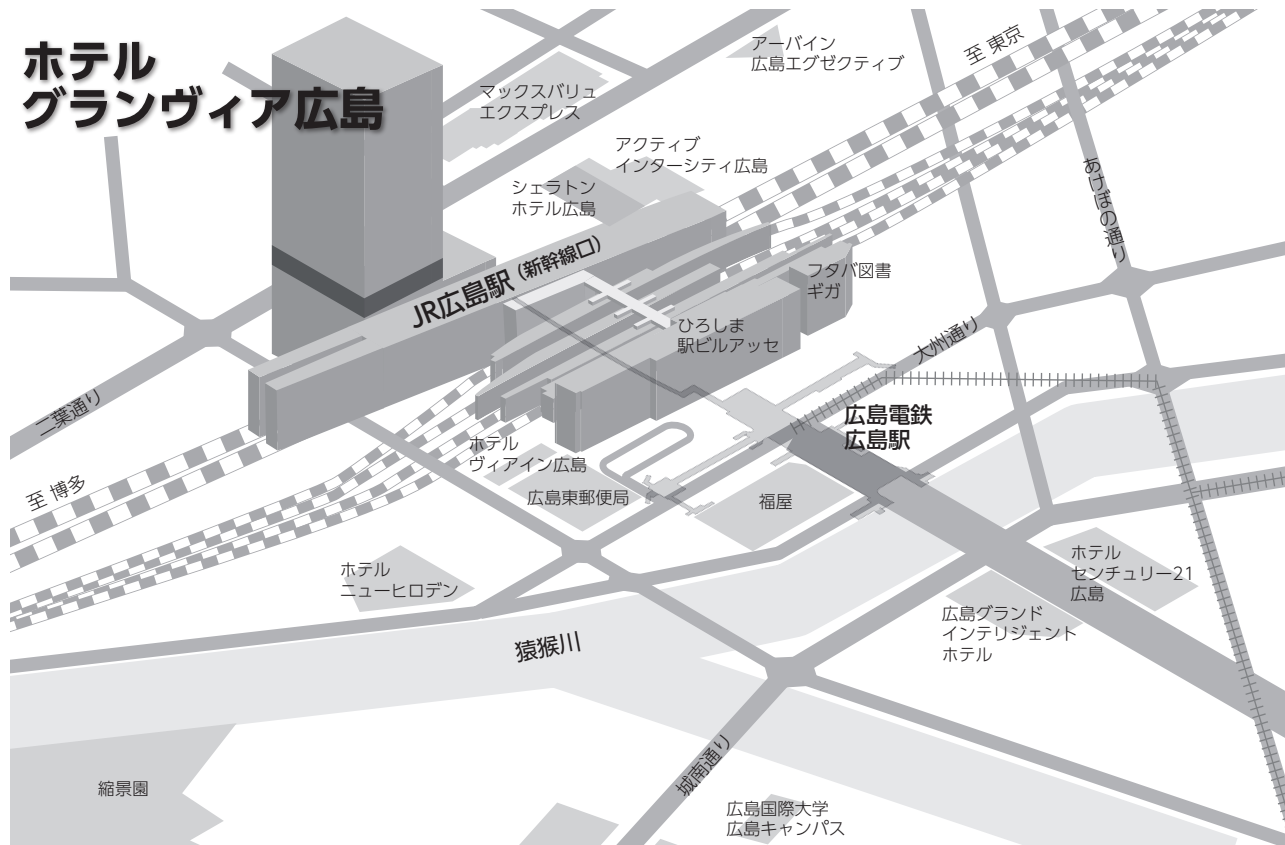
株主総会会場のご案内

【場 所】 広島県広島市南区松原町1番5号 ホテルグランヴィア広島 4階 悠久の間

【TEL】 (082)262-1111(代)

【交通機関】 JR広島駅に隣接

【お願い】 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



木を植えています

私たちはイオンです

